

岩手県告示第329号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	診療科名	指定年月日
岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通 一丁目1番1号	内科、消化器内科、肝臓内科、糖尿・代謝内科、循環器内科、内分泌内科、腎臓内科、呼吸器内科、心療内科、アレルギー内科、血液・腫瘍内科、神経内科、老年内科、外科、消化器外科、肝臓外科、乳腺外科、小児外科、気管食道外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、形成外科、頭頸部外科、美容外科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、精神科、児童精神科、臨床検査科、病理診断科、緩和ケア内科及び歯科	令和元年9月21日